

橋本市消防本部ウェアラブルカメラ運用要綱

(目的)

第1条 複雑多様化する災害現場において被害状況及び災害活動状況を動画として記録し、災害現場活動における事後検証や職員の教育資料等の作成に寄与することで、職員の現場活動能力の向上並びに安全管理体制の強化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「ウェアラブルカメラ」とは、ヘルメット等に装着してハンズフリーで撮影可能な動画撮影機器をいう。
- (2)「本体記録媒体」とは、本体に付属する microSD カードまたはSDカードをいう。
- (3)「外部記録媒体」とは、各署に配備された外付け SSD をいう。
- (4)「記録データ」とは、本体記録媒体及び外部記録媒体に記録されたすべてのデータをいう。

(ウェアラブルカメラの運用方法)

第3条 ウェアラブルカメラの運用に際し、撮影対象となる災害及び、動画撮影者について次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)撮影対象となる災害
 - ア 火災
 - イ 救助
 - ウ その他(自然災害や人為的大規模災害等、当務責任者が必要と判断したもの)
- (2)動画撮影者
中隊長、各小隊長若しくは当務責任者が定める隊員が撮影する。

(管理体制)

第4条 記録情報を適切に管理するとともに、個人情報保護を図るため、管理責任者及び運用責任者を置くこととする。

- (1)管理責任者
両署長
- (2)運用責任者
各当務責任者

(管理責任者の責務)

第5条 記録データを適正に管理するとともに、運用に関し、運用責任者を指揮監督することとする。

(運用責任者の責務)

第6条 管理責任者の指揮監督を受け、ウェアラブルカメラを適正に運用するため、運用している各隊長等を指揮監督することとする。

(個人情報の取り扱いについて)

第7条 個人情報の漏洩を防止するため、次の各号に掲げるとおり、適切に取り扱うものとする。

- (1)運用に関わる全ての者は、記録データから知り得た情報について、個人情報保護法に基づき、適切に取り扱わなければならない。
- (2)動画撮影者はウェアラブルカメラ及び本体記録媒体の現場への置き忘れ及び紛失による記録データの漏洩を防ぐため、出勤時から帰署までの間、ヘルメット等から取り外すことを原則禁止とする。

(記録情報の取り扱い)

第8条 記録情報の取り扱い及び保存については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)本体記録媒体の取り扱い

運用責任者は二名以上の職員を指名し、本体記録媒体に記録したデータを速やかに外部記録媒体に移動させ、本体記録媒体に記録されたデータを確実に消去させる。

(2)記録データの管理

ア 外部記録媒体に移動した記録データは、パスワードをかけ、施錠可能な場所で厳重に管理するものとする。

イ 外部への持ち出しは、禁止とする。

ウ 記録データの複製・改ざんは禁止とする。

(3)保存期間

ア 外部記録媒体に保存した日から最長1年間とする。

ただし、職員の教育上、有効な資料については管理責任者の指示により保存期間を延長できるものとする。

イ 事後検証及び署内検証が終了し、不要となった記録データは管理責任者の指示により削除できることとする。

附則

この要綱は、令和7年9月30日から施行する。